

## Q S Tサマースクール生受入契約条項

(学生の派遣)

第1条 Q S Tサマースクール生となる学生が所属する学校の指導教員等の派遣責任者（以下「派遣元責任者」という。）は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）が送付する受入決定の通知に係る書面に基ついて学生を派遣するものとする。

(実習の実施)

第2条 Q S Tサマースクール生は、機構が定める実習テーマについて実習するものとする。

(作業従事者登録)

第3条 Q S Tサマースクール生は、次の各号に掲げる作業に従事する場合、それぞれ当該各号に定める証明書等を、作業に従事する前に受入部署の担当者（以下「受入担当者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 放射線作業に従事する場合 放射線管理手帳又は被ばく歴等証明書
- (2) 動物実験に従事する場合 教育訓練の実施や従事歴などに関する情報
- (3) 放射線、有機溶剤、特定化学物質、レーザー等を取り扱う特殊作業に従事する場合 特殊健康診断結果証明書の写し

(施設の利用)

第4条 Q S Tサマースクール生は、機構の所有する研究施設、設備、装置等を利用する場合は、受入担当者又は受入担当者が指名する者の使用許可を得た上で、その指示に従わなければならない。

2 Q S Tサマースクール生は、機構の所有する宿舎、食堂、図書館等を利用する場合は、受入担当者及び施設主管課室の指示に従わなければならない。

(実習報告書の提出)

第5条 Q S Tサマースクール生は、実習終了後、機構の定める期日までに第2条の実習に係る報告書を所定の様式により作成し、受入担当者に提出しなければならない。

(実習内容の発表)

第6条 QSTサマースクール生は、第2条の実習の内容及びその結果として得られた成果などについて機構の外部で発表する場合は、あらかじめ所定の手続を行わなければならない。

(知的財産権)

第7条 QSTサマースクール生が第2条の実習により発明し、又は考案した知的財産の取扱いについては、機構の職員に対する定めを適用し、その一切に係る権利を機構に継承する。

(禁止行為)

第8条 QSTサマースクール生は、受入期間及び受入期間終了後も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 機構の信用を傷つけ、又は利益を害すること。(信用を失墜させるおそれのある事柄についてインターネット上で公開する行為を含む。)
- (2) 機構の秘密を漏らすこと。
- (3) 機構の秩序又は規律を混乱させること。

2 QSTサマースクール生は、前項第2号の秘密漏えいを防止するため、機構の文書処理規程等を理解し、遵守しなければならない。

(損害賠償)

第9条 QSTサマースクール生が事件・事故を起こし若しくは積極的に関与したこと、QSTサマースクール生が前条に掲げる禁止行為を行ったこと、第12条に定める安全、衛生、保安等に関する定めを遵守しなかったこと、その他QSTサマースクール生の故意による行為により機構が損害を受けたとき、機構はQSTサマースクール生若しくは派遣元責任者又は双方に対して損害の一部又は全部について賠償を求めることができる。

(保険加入)

第10条 QSTサマースクール生は、万が一の傷病や病気又は損害賠償に備えて次のいずれかの保険に加入しなければならない。

- (1) 公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険
- (2) 機構が認める前号と補償内容が同等の保険

(事象の報告)

第11条 QSTサマースクール生は、機構の物品又は不動産を損壊等した場合、並びに事故、事件、災害等の発生により傷病に至った場合は、当該事象に至った経緯等について、当該事象が発生した日から2日以内に所定の様式により受入担当者に報告しなければならない。

(安全衛生)

第12条 QSTサマースクール生は、機構の安全、衛生、保安等に関する定めを理解し、遵守しなければならない。

(旅費等の支給)

第13条 機構は、QSTサマースクール生に対して、次の各号に掲げる交通費を機構の定めに基づき支給することができる。

(1) 受入開始時及び受入終了時における所属キャンパスから受入地区までの交通費

(2) 実習テーマの実施に当たり旅行が必要であると受入担当者が認める場合の旅行の交通費

2 機構は、QSTサマースクール生に対して、機構が保有し又は利用可能な宿舍等を有償で貸与することができる。なお、機構が宿舍等を貸与できない場合は、サマースクール生が利用する外部の宿泊施設の宿泊に要する費用の一部を機構が支給することができる。

3 機構は、QSTサマースクール生が実習テーマの実施のために旅行をするに当たり宿泊を要すると受入担当者が認める場合は、QSTサマースクール生に対して、機構の定めに基づき宿泊料を支給することができる。

4 QSTサマースクール生が第17条に規定するこの受入契約の失効及び解除に該当し、QSTサマースクール生の身分を失った場合、又は私用のために旅行したと判断された場合は、機構はQSTサマースクール生に対して支給した第1項から第3項までの費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(休日)

第14条 機構は、土曜日、日曜日及び祝日については、原則として実習を行わないものとする。ただし、受入担当者が常時立ち会う場合は、この限りでない。

(出欠管理)

第15条 QSTサマースクール生は、所定の様式により出欠を記録し、受入

担当者に提出しなければならない。

(登載事項の変更)

第16条 QSTサマースクール生は、住所その他受入れ手続上必要な事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の様式により機構に届け出なければならない。

(受入契約の解除及び存続事項)

第17条 QSTサマースクール生が派遣元の身分を失った場合は、機構はこの受入契約が解除されたものとみなす。

2 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この受入契約を解除することができる。

- (1) 派遣元がQSTサマースクール生の教育指導を行わなくなったとき。
- (2) QSTサマースクール生が第2条の実習を実施しないとき、又は実施しないことが見込まれるとき。
- (3) QSTサマースクール生又は派遣元責任者がこの受入契約条項に違反したとき。
- (4) 実習テーマについてやむを得ない事由により、機構が業務として行わないことになったとき。

3 この受入契約が終了し、又は解除した場合も、第6条から第9条までの効力は存続するものとする。

(疑義等の解決)

第18条 この受入契約について疑義が生じた場合、この受入契約の一部を変更しようとする場合、又はこの受入契約に定めのない事項については、機構並びにQSTサマースクール生及び派遣元責任者が協議して解決するものとする。